

所定疾患療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

令和5年度算定状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	18
	日数	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	72
尿路感染症	件数	0	2	0	2	0	1	1	2	1	1	0	0	10
	日数	0	8	0	6	0	4	6	6	4	7	0	0	41
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和5年4月

	日数	検査内容等	処方等
肺炎	2日	診察、尿検査	処方：セフゾン 点滴：ロセフィン ソリタ T1 (500) x2

令和5年5月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	4日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン ミヤBM
尿路感染症	4日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン

令和5年7月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	5日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン ミヤBM
尿路感染症	1日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン 点滴：ロセフィン1g ソリタ T1 (500)

令和5年9月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	4日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン ミヤBM

令和5年10月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	6日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン 点滴：ロセフィン1g ソリタT1 (500)

令和5年11月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	5日	診察、尿検査	処方：セフゾン ミヤBM 点滴：ロセフィン1g ソリタT1 (500)
尿路感染症	1日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン 点滴：ロセフィン1g ソリタT1 (500)

令和5年12月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	4日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン

令和6年1月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	7日	診察、尿検査	処方：セフゾン ミヤBM 点滴：ロセフィン1g ソリタT1 (500)

令和6年3月

	日数	検査内容等	処方等
肺炎	4日	診察	処方：PL 補中益気湯
肺炎	3日	診察、検尿	処方：葛根湯 テオフィリン 補中益気湯

肺炎	4日	診察、検尿一般	処方：補中益気湯、PL
肺炎	3日	診察	点滴：ソリタ T1 500ml 処方：PL 葛根湯 補中益気湯
肺炎	5日	診察	処方：葛根湯 PL 補中益気湯
肺炎	5日	診察 検尿一般	処方：レボフロキサシン ミヤBM 点滴：ソリタ T1 500ml ロセフィン1g
肺炎	1日	診察、インフルエンザ抗原検査	点滴：ソリタ T1 (500)
肺炎	5日	診察	処方：セフゾン ミヤBM テオフィリン PL 補中益気湯
肺炎	7日	診察	処方：補中益気湯
肺炎	4日	診察	処方：PL 補中益気湯
肺炎	7日	診察	処方：補中益気湯
肺炎	4日	診察	処方：PL 補中益気湯 テオフィリン 点滴：ソリタ T1 500ml デキサート1A ロセフィン1g
肺炎	4日	診察	処方：PL 補中益気湯
肺炎	4日	診察	処方：PL 補中益気湯 桔梗湯
肺炎	7日	診察	処方：酸素療法 1.5ℓ PL 補中益気湯 テオフィリン 点滴：ソリタ T1 500ml
肺炎	4日	診察	処方：PL 補中益気湯 セフゾン テオフィリン 点滴：ソリタ T1 500ml
肺炎	5日	診察、尿検査	処方：セフゾン 補中益気湯 テオフィリン 点滴：ロセフィン1g ソリタ T1 (500)

【算定条件】

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認め

られないものであること。

- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ) 肺炎
 - ロ) 尿路感染症
 - ハ) 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る）
- ④算定する場合にあつては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用すること等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

介護老人保健施設ももたろう